

春日井市議会委員会条例（昭和49年春日井市条例第59号）新旧対照表

現 行	改正案
（記録） 第28条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名 <u>又は押印</u>をしなければならない。 2 前項の記録は、議長が保管する。	（記録） 第28条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名をしなければならない。 2 前項の記録は、議長が保管する。

春日井市議会会議規則（昭和49年春日井市議会規則第1号）新旧対照表

現 行	改正案
（請願書の記載事項等） 第134条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、<u>請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）を記載し、請願者が押印</u>をしなければならない。 <u>2</u> 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は<u>記名し</u>、押印をしなければならない。 <u>3</u> 請願書の提出は、平穏になされなければならない。 <u>4</u> 請願者が請願書（会議の議題となったものを除く。）を撤回しようとするときは、議長の承認を得なければならない。	（請願書の記載事項等） 第134条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日<u>及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印</u>をしなければならない。 <u>2</u> <u>請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。</u> <u>3</u> <u>前2項の</u>請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は<u>記名</u>押印をしなければならない。 <u>4</u> 請願書の提出は、平穏になされなければならない。 <u>5</u> 請願者が請願書（会議の議題となったものを除く。）を撤回しようとするときは、議長の承認を得なければならない。